第７　「損害保険会社の所得計算等に関する法人税の取扱いについて」通達関係

平成 15 年 12 月 19 日付課法２－24「損害保険会社の所得計算等に関する法人税の取扱いについて」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（対象外支払利子等の額に含まれる保険負債利子の額） **22 の 2**　措置法令第 39 条の 13 の２第 13 項第２号に規定する「前号に掲げる金額に準ずる金額」は、責任準備金に係る積立利率の異なる保険ごとに、22(1)及び(2)により計算することに留意する。	（新　設）
（経過的取扱い…改正通達の適用時期） この法令解釈通達による改正後の取扱いについては、令和３年３月 31 日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。	（新　設）